

(証券コード 3234)

2019年4月2日

投資主各位

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
森ヒルズリート投資法人  
執行役員 磯部 英之

## 第8回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第8回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2019年4月22日（月曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

※現行規約第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

### 記

1. 日 時 2019年4月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目23番3号  
虎ノ門ヒルズ森タワー 4階  
「虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- 
- 【お願い】** ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 【ご案内】** ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.mori-hills-reit.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎決議ご通知につきましては、郵送に代え、本投資主総会終了後に本投資法人のホームページ (<https://www.mori-hills-reit.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 法令番号を除き、日付を和暦から西暦表記に変更するものです。（変更案第9条第3項及び第16条第1項関連）
- (2) 会計監査人に対する報酬の支払時期に関し柔軟性を確保するため、報酬の支払時期を投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書受領後、会計監査人の請求を受けてから3ヶ月以内に変更するものです。（変更案第28条関連）
- (3) その他、表現の調整、字句の修正等を行うものです。（変更案第34条第1項第8号関連）

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（投資主総会の招集）</p> <p>1. ～2. （記載省略）</p> <p>3. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成29年</u>4月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以降、隔年毎の4月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>4. ～5. （記載省略）</p>	<p>第9条（投資主総会の招集）</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人の投資主総会は、<u>2017年</u>4月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以降、隔年毎の4月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>4. ～5. （現行どおり）</p>
<p>第16条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成29年</u>1月末日及び以後隔年毎の1月末日における最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. （記載省略）</p>	<p>第16条（基準日）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2017年</u>1月末日及び以後隔年毎の1月末日における最終の投資主名簿に記載され、又は記録されている投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。</p> <p>2. （現行どおり）</p>
<p>第28条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>当該決算期後</u>3ヶ月以内に支払う。</p>	<p>第28条（会計監査人の報酬の支払基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に1,500万円を上限とし、役員会で決定する金額を、<u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書受領後、会計監査人の請求を受けてから</u>3ヶ月以内に支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. (1)～(7)（記載省略）</p> <p>(8) 第31条第4項第5号に定める金銭債権  取得価格から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。但し、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p> <p>(9)（記載省略）</p> <p>2. ～3.（記載省略）</p>	<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. (1)～(7)（現行どおり）</p> <p>(8) 第31条第4項第5号に定める金銭債権  取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。但し、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。</p> <p>(9)（現行どおり）</p> <p>2. ～3.（現行どおり）</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員磯部英之は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び規約第19条第2項第一文但書の定めに基づき、就任する2019年4月23日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

また、本議案は、2019年2月20日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 歴
いそ べ ひで ゆき 磯 部 英 之 (1970年12月1日生)	1993年4月 三井不動産株式会社 入社 2002年5月 ペンシルバニア大学ウォートンスクール経営学修士 (MBA) 2002年6月 コロニーキャピタル・アジアパシフィック 入社 2003年11月 森ビル・アーバンファンド株式会社 (現: 森ビル・イン ベストメントマネジメント株式会社) 入社 2005年4月 同社 事業開発部長 2005年10月 同社 投資開発部長 2007年7月 同社 投資顧問部長 2007年11月 森ビル株式会社 財務本部財務企画部 担当部長 2008年4月 同社 財務本部事業開発部長 2010年6月 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 代 表取締役社長 (現任) 2011年4月 本投資法人 執行役員 (現任)
	・保有する本投資法人の投資口の口数 0口 ・重要な兼職に該当する事実 森ビル・インベストメントマネジメント株式会 社 代表取締役社長 ・本投資法人との特別の利害関係 上記「重要な兼職に該当する事実」に記載の兼 職を除き、該当ありません。
	なお、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務 全般を執行しています。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員田村誠邦及び西村光治の2名全員は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、後任の監督役員2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案における監督役員2名の任期は、規約第19条第2項第一文但書の定めにより、就任する2019年4月23日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	たむらまさくに 田村誠邦 (1954年5月13日生)	1977年4月 三井建設株式会社 入社 1986年10月 株式会社シグマ開発計画研究所 入社 1990年9月 同社 取締役 1997年4月 株式会社アークブレイン 代表取締役（現任） 2006年2月 本投資法人 監督役員（現任） 2018年1月 日本メディカルソリューションズ株式会社 取締役（現任） 2018年5月 明治大学 研究・知財戦略機構 特任教授（現任）
・保有する本投資法人の投資口の口数 0口 ・重要な兼職に該当する事実 株式会社アークブレイン 代表取締役 ・本投資法人との特別の利害関係 該当ありません。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
2	にし むら こう じ 西 村 光 治 (1965年10月6日生)	1992年4月 弁護士登録 1992年4月 松尾綜合法律事務所 入所 2004年4月 中央大学 法学部専任講師 (現任) 2004年11月 弁護士法人松尾綜合法律事務所 社員弁護士 (現任) 2007年6月 日本パーカライジング株式会社 監査役 2014年12月 株式会社セラク 社外取締役 (現任) 2015年6月 日本パーカライジング株式会社 社外取締役 (現任) 2017年4月 本投資法人 監督役員 (現任) 2018年6月 オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社 監査役 (現任)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有する本投資法人の投資口の口数 0口</li> <li>・ 重要な兼職に該当する事実 弁護士法人松尾綜合法律事務所 社員弁護士</li> <li>・ 本投資法人との特別の利害関係 該当ありません。</li> </ul>		

### その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び規約第15条に定める「みなし賛成」の定めは適用されません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

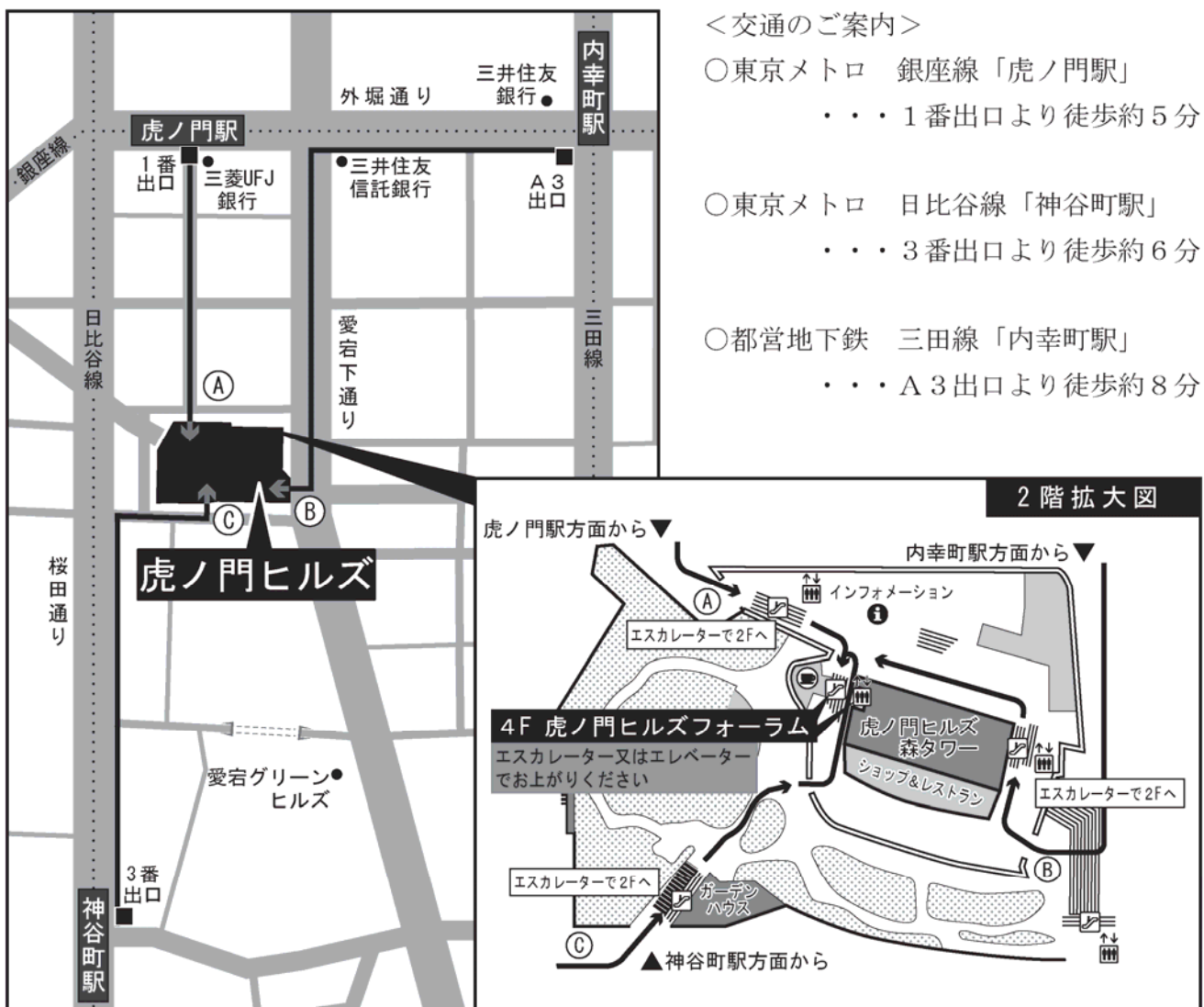
以 上



## 投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区虎ノ門一丁目23番3号  
虎ノ門ヒルズ森タワー 4階  
「虎ノ門ヒルズフォーラム ホールB」  
TEL 03-6406-6226

資産運用会社：森ビル・インベストメントマネジメント株式会社  
TEL 03-6234-3200



お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場  
はご遠慮ください。